

新旧対照表

令和3年6月4日

改訂	現行
<p>1. ～3. (4) (略)</p> <p>(5) 事業所での休憩・休息スペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・<u>寝具等については使用する際に除菌を徹底するとともに、リネンの交換に努める。</u> ・(略) ・<u>休憩室、仮眠室、食堂及び喫煙室においては同時に利用する人数に制限を設けるなど、密集、密接が発生することを防ぐことを徹底する。</u> ・<u>喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める。また、1つの部屋で複数名が仮眠をとり、かつ距離の確保が困難な場合は、遮蔽等の対策を講じることに努める。</u> ・<u>屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底することとし、特に休憩室、仮眠室及び食堂休憩スペースにおいては換気についてできる限り複数箇所の窓を同時に開放し、それが困難な場合は開放部分の外に向かって扇風機を回す等、外気の循環を確保する。</u> ・<u>休憩室、仮眠室においても、常時マスクを着用する。ただし、気温・湿度の高い時において、屋外で他人と十分な距離を確保できる場合には適宜マスクをはずす。</u> ・<u>飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食は行わないよう徹底する。また、食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。</u> <p>(6) ～ (10) (略)</p> 	<p>1. ～3. (4) (略)</p> <p>(5) 事業所での休憩・休息スペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(新設) ・(略) ・(新設) ・<u>喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。</u> ・(新設) ・<u>休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。ただし、気温・湿度の高い時において、屋外で他人と十分な距離を確保できる場合には適宜マスクをはずす。</u> ・<u>食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。</u> <p>(6) ～ (10) (略)</p>

<p>(11) 従業員に対する協力をお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・(略) ・<u>従業員に対し、接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや、地方公共団体独自の通知システムの利用登録を推奨する。</u> <p>(12) 利用者に対する協力をお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・バスの待合所、バスターミナルやバス車内において、バス利用者等に対し、アナウンスや掲示等により、<u>風邪などの症状のある方は外出を控えて頂くこと、マスク着用や手洗い励行等の感染予防対策を徹底すること、テレワークや時差通勤等に取り組むこと、会話を控えめにすることや他の乗客との距離をできるだけ空けること等</u>を呼び掛けるよう努める。 <p>(以下 (略))</p>	<p>(11) 従業員に対する協力をお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・(略) ・(新設) <p>(12) 利用者に対する協力をお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・バスの待合所、バスターミナルやバス車内において、バス利用者等に対し、アナウンスや掲示等により、<u>マスク着用や手洗い励行等の感染予防対策を徹底すること、テレワークや時差通勤等に取り組むこと、会話を控えめにすることや他の乗客との距離をできるだけ空けること等</u>を呼び掛けるよう努める。 <p>(以下 (略))</p> <p>(以下 (略))</p>
---	---